

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第47号

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「養育するため1日の勤務時間の一部」を「養育するため1日の勤務時間の全部又は一部」に改める。

第22条第3項及び第23条第3項を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。